

令和二年六月十日提出
質問第二四五号

持続化給付金の政治資金規正法における取扱いに関する質問主意書

提出者 落合貴之

持続化給付金の政治資金規正法における取扱いに関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上が大幅に減少した事業者等を支援するため、令和二年度第一次補正予算において新たに創設された持続化給付金については、他の法令との関係性が必ずしも明らかではなく、今後多くの疑義が生じることが懸念される。

そこで、以下質問する。

一 持続化給付金は、政治資金規正法第二十二條の三第一項に規定する「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」に該当するか。

二 該当する場合又は該当しない場合のそれぞれについて、関係行政機関、地方公共団体等にその旨通知するのか。

右質問する。